

平成 31（2019）年度「地域住民のためのコンサート」  
（「三井住友海上文化財団 ときめくひととき」公演）募集要項



**募集期間** 平成 30 年 8 月 1 日（水）～9 月 28 日（金）  
**募集対象** 〔開催期間〕平成 31（2019）年度  
※平成 31（2019）年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで  
〔開催予定数〕全国 30 ヲ所程度（原則として各都道府県につき 1 ヲ所）

1. 「地域住民のためのコンサート」（「三井住友海上文化財団 ときめくひととき<sup>※</sup>」公演）について

地域における文化の振興を支援するため、都道府県、市町村および公益財団法人三井住友海上文化財団（以下「当財団」）の三者共同主催により、各地の公立文化ホール等を会場として、地域の皆さまへ廉価で質の高いコンサート（クラシック音楽、邦楽〔和楽器〕）を提供する企画です。当財団では公益目的事業として、費用の一部を負担することとともに、コンサートには当財団職員が必ず同行し、コンサートを開催するノウハウ（ソフト面）を同時にお伝えすることも行っています。そのため、コンサートを開催したことの無い会場においても円滑に運営することが可能です。

一人でも多くの方にコンサートへ足を運んで頂き、生の演奏に触れ、音楽を好きになって頂き、地域に音楽を楽しむ風土を培って頂くことを目指しています。

※公演名としてチラシ等には、「**三井住友海上文化財団 ときめくひととき 第〇回**（平成 31（2019）年度は第 839 回から）」の名称を所定のフォーマットにて掲載頂きます。

(1) 主催者

原則として、都道府県、市町村および当財団の三者共同主催とします。上記の趣旨から市町村が実質的な主催者になります。会場の指定管理者が主催事業として開催する場合は、四者の共同主催とします。また、市町村教育委員会が主催者に加わる、または市町村に替わることも可能です。

※以下、主催者の内、市町村、市町村教育委員会、指定管理者を「開催地主催者」といいます。

(2) 会場

市町村が所有する公立文化ホールを会場とします。市町村内に文化ホールがない場合は、公民館や公立体育館（学校含む）を会場にすることが可能です。

### (3) コンサート開催日

コンサートの開催は平成 31（2019）年度内とします。当財団にて選考の上、10月中旬（目途）に開催地および出演演奏家を決定します。その後、開催地主催者の希望日程を踏まえて出演演奏家と調整の上、コンサート開催日を決定します。

### (4) プログラム（出演演奏家・編成・曲目例等）

別添「平成 31（2019）年度プログラムリスト」に、出演演奏家およびプログラム（プログラムの内訳がある場合は、同リストの「A」に加えて、「B」、「C」と表記）を掲載しています。

<邦楽（和楽器）のプログラムについて>

当財団は、平成 30 年 10 月に設立 30 周年を迎えます。その記念事業の一つとして、従来から開催しているクラシック音楽のコンサートに加えて、邦楽（和楽器）公演を継続事業として開催することを検討しています。当該検討の一環として、現在、邦楽（和楽器）公演を試行開催しており、平成 31（2019）年度の試行開催分については、本募集要項に則り募集を行います。

邦楽（和楽器）公演の出演演奏家およびプログラムについては、別添「平成 31（2019）年度プログラムリスト」（No.23～26）をご参照ください。

なお、邦楽（和楽器）公演を 2020 年度以降に継続するか等の取扱いは、現時点では未定です。

## (5) コンサート開催に際した交流プラン

コンサート開催の機会に、出演演奏家と地域住民の皆さまがより身近に交流できる場面（以下「交流プラン」）をコンサートに付随させるオプションです。ご希望の場合は、次表の交流プラン 1 から 5 の中から選択頂けます。

<b>地域住民のためのコンサート</b> （「三井住友海上文化財団 ときめくひととき」公演）	対象：小学生～一般（未就学児の入場はご遠慮頂きます。） 場所：公立文化ホール等 時間：約 2 時間（休憩含む） 内容：別添「平成 31（2019）年度プログラムリスト」のとおり	
	<b>交流プラン 1                  共演                  （原則無償）</b>	対象：合唱、吹奏楽、楽器、その他 場所：コンサート開催会場 時間：15 分程度（数曲） 内容：ロビーコンサート（開場中）、プレコンサート（開演前）、 本番（アンコール等） ※当日は必ずリハーサルに参加頂きます。
	<b>交流プラン 2                  鑑賞教室                  （有償）</b>	対象：幼稚園児・保育園児、小学生、中学生、高校生 場所：コンサート開催会場、学校（体育館、音楽室等） 時間：40～60 分（授業時間による） 内容：お話付きコンサート、体験型コンサート、参加型コンサート、 ワークショップ
	<b>交流プラン 3                  子どもミニコンサート                  （有償）</b>	対象：0 才～または 3 才～ 場所：～60 分 時間：コンサート開催会場 内容：お話付きコンサート
	<b>交流プラン 4                  クリニック                  （有償）</b>	対象：小学生、中学生、高校生、大学生、一般 場所：コンサート開催会場（ホール、会議室等）、学校 時間：60 分程度 内容：楽器別グループレッスン、合唱・吹奏楽・アンサンブルの指導
<b>交流プラン 5                  マスタークラス                  （有償）</b>	一定の演奏レベルを有する方を対象に、公開で行う個人レッスン。	

### < 補足説明 >

- ・出演演奏家により、実施可能な交流プランが異なります。別添「平成 31（2019）年度プログラムリスト」をご参照ください。
- ・鑑賞教室、子どもミニコンサート、クリニック、マスタークラスの開催料として、開催地主催者に原則 2 万円を負担頂き、残りを当財団が負担します。（出演演奏家により、より高額となる場合があります。）
- ・交流プランの実施日は、コンサートの前日、当日、翌日のいずれかとなります。
- ・鑑賞教室、子どもミニコンサートでピアノを使用する場合は、フルコンサートグランドピアノ以外でも実施可能です。
- ・実施する内容、スケジュールは出演演奏家と調整し、決定します。ご希望を踏まえて準備を進めますが、様々な事情によりご希望に沿えない場合があります。

## (6) 入場料

入場料はすべて開催地主催者の収入とします。価格は開催地主催者に決定頂きますが、一人でも多くの地域の皆さまがコンサートに親しめる様に、下記「(7)費用分担」記載の開催地主催者負担経費をカバーする程度の低額の入場料としてください。お客さまがチケットを購入してコンサートに足を運び、音楽を楽しむ風土を培う観点から、入場料を無料または著しく低廉（一般 500 円未満）にすることは避けて頂くようお願いいたします。

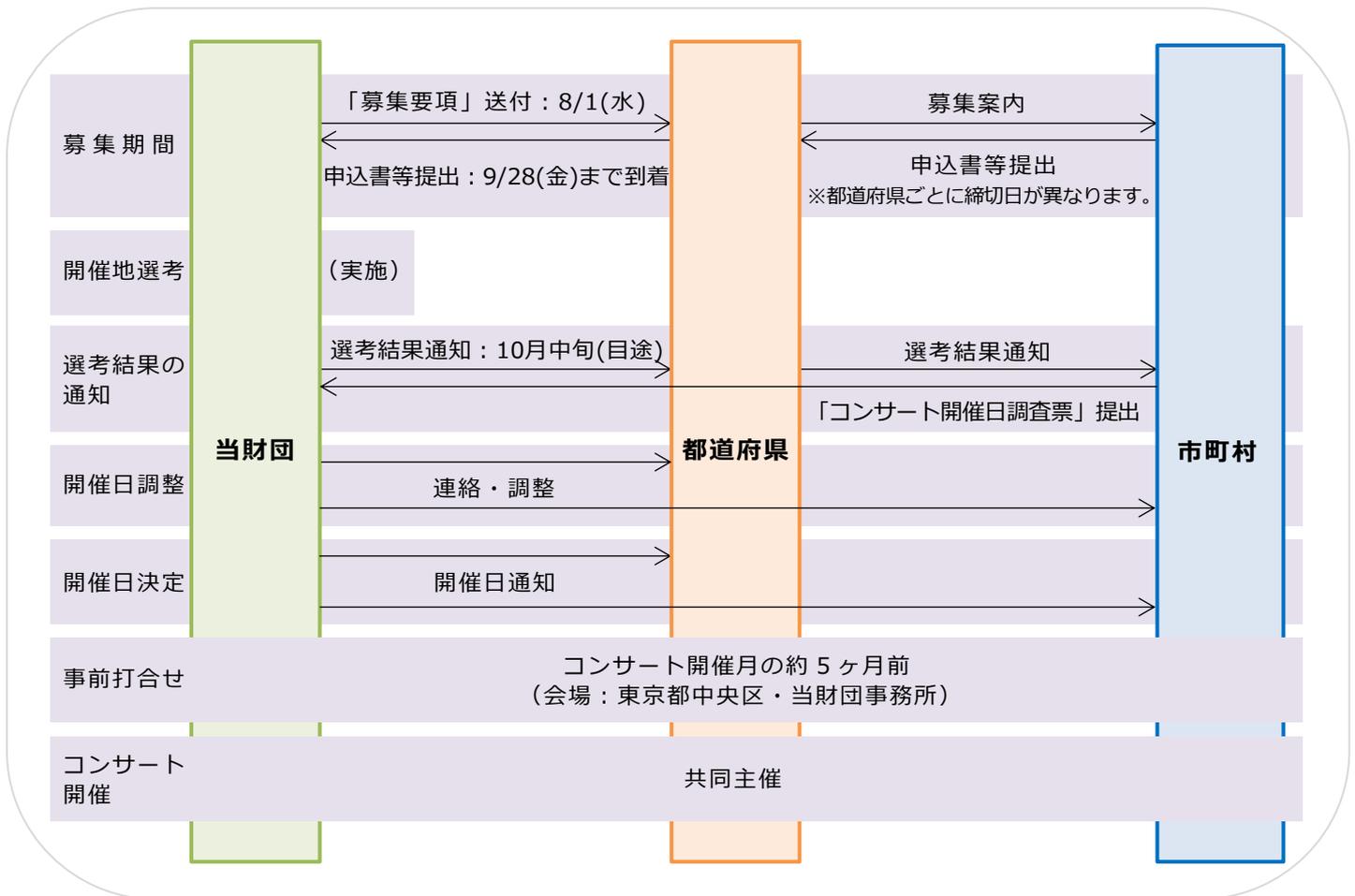
<入場料の水準（目安）>

券種		価格
一律		500～1,000円
一般、高校生以下等で券種を分ける場合	一般	1,000～1,500円
	高校生以下	500～1,000円
	親子ペア	1,500～2,000円

## (7) 費用分担

負担者	内訳	
当財団	出演料、出演演奏家および同行する当財団職員の交通費（東京から会場最寄の空港または新幹線・特急停車駅まで）、出演演奏家および同行する当財団職員の宿泊費、楽器運搬費（チェンバロ/コントラバス/パーカッション）等	
開催地主催者	印刷費	チラシ、ポスター、チケット、当日配布プログラムの作成費
	広報費	新聞、テレビ、ラジオによる広告宣伝費
	会場費	会場使用料、ピアノ調律費 ※ピアノ公演（及川浩治/仲道郁代/花房晴美・花房真美）の場合は、出演演奏家が指定する調律師の調律費、宿泊費、交通費を負担頂きます。
	交通費	主催者および出演演奏家による事前打合せの出張経費（会場：東京都中央区・当財団事務所）、現地での送迎（会場最寄の空港または新幹線・特急停車駅、宿泊先と会場の間）
	その他	著作権料、ケータリング費、委託費（当日スタッフ）
交流プラン経費	① 鑑賞教室・子どもミニコンサート・クリニック・マスタークラスの開催料（前記「(5)コンサート開催に際した交流プラン」参照） ② 交流プランの実施に係るその他の費用（印刷費、会場費、現地での送迎等）	

## 2. 申込から開催までの流れ



### (1) 申込者および推薦者

申込者は市町村または市町村教育委員会です。都道府県知事または都道府県教育長が推薦者となり、申込書に推薦者の記名・捺印をお願いします。

※都道府県知事または都道府県教育長の推薦がない場合(市町村から直接当財団へ送付した場合等)は、申込みは無効です。

### (2) 申込の締切

申込書および添付資料(後記「(3)申込書」参照)を、都道府県文化担当部局課より当財団宛にご送付をお願いします。次の締切日までに当財団に到着する様に、ご手配をお願いします。

**締切日：平成30年9月28日(金)**

**※当財団必着**

申込書等は市町村から都道府県文化担当部局課へご提出ください。都道府県文化担当部局課にて申込書等のお取りまとめをお願いします。市町村から都道府県文化担当部局課への締切は、各都道府県文化担当部局課が設定しますので、都道府県文化担当部局課へお問合せください。

### (3) 申込書

別添「平成 31 (2019) 年度『地域住民のためのコンサート』（『三井住友海上文化財団 ときめくひととき』公演）申込書」（A4 両面 1 枚、以下「申込書」）のとおりです。

#### <添付資料>

反響板を設置している舞台や客席の写真、施設パンフレット等の会場資料を必ず添付してください。

#### <申込書の「希望プログラム」欄の記入方法>

- ・別添「平成 31 (2019) 年度プログラムリスト」から希望するプログラム（クラシック音楽 No.1～22、邦楽（和楽器）No.23～26）を選択し、第 3 希望まで記入してください。また、複数のプログラムの内訳（A～C）がある出演演奏家の場合は必ず選択し、「A・B・C」欄のいずれかに○印を付けてください。

※ピアノ公演（及川浩治/仲道郁代/花房晴美・花房真美）は、原則としてフルコンサートグランドピアノがある会場で実施します。その他のプログラムは、フルコンサートグランドピアノ以外でも実施可能です。（アップライトピアノの場合は要相談）

- ・交流プラン（前記「1-(5)コンサート開催に際した交流プラン」参照）の実施を希望する場合は、「交流プランの希望」欄の第 1 希望に◎印を、第 2 希望に○印を付けてください。さらに、「選択した交流プランの実施案」欄に、検討している対象者、人数、会場等を記入してください。交流プランの実施を希望しない場合は、「コンサートのみ希望」欄に○印を付けてください。

### (4) 選考結果の通知

当財団にて選考の上、10 月中旬（目途）に、推薦者宛に開催地および出演演奏家（プログラムの内訳がある場合はその内訳）を通知させて頂く予定です。

### (5) コンサート開催日の決定

開催地主催者と日程を調整します。10 月中旬（目途）以降に発送予定の選考結果通知に同封する「コンサート開催日調査票」を返送頂き、希望日程を踏まえて出演演奏家と調整の上、決定します。

### (6) 事前打合せ（コンサート開催月の約 5 ヶ月前）

開催地の実情にふさわしい公演にするため、主催者および出演演奏家が一同に会し、公演の内容や進め方等について打合せを実施します。打合せの場所は当財団事務所（東京都中央区）のため、都道府県文化担当部局課および開催地主催者にはご担当者の出張をお願いすることとなります。なお、本打合せの出張経費は各主催者に負担頂きます。また、平成 31 (2019) 年度分の打合せを、コンサート開催月に応じて平成 30 年度内に実施することがあります。（例えば、平成 31 (2019) 年 7 月開催のコンサートであれば、事前打合せは原則として同年 2 月に実施します。）

### 3. 補足

- ・コンサート開催実績は、別添「平成 25～30 年度『地域住民のためのコンサート』（『三井住友海上文化財団 ときめくひととき』公演）開催実績」をご参照ください。
- ・今般の募集に係る各種資料は、当財団ホームページからダウンロードが可能です。

<http://www.ms-ins-bunkazaidan.or.jp/>

### 4. ご質問・お問合せ

- ・募集に関連する「Q&A」を当財団ホームページに掲載していますので、必要に応じてご参照ください。

当財団ホームページ>地域住民のためのコンサート>Q&A

<http://www.ms-ins-bunkazaidan.or.jp/concert/qa.html>

- ・お電話、FAX、eメールでご照会頂く場合のお問合せ先は次のとおりです。

公益財団法人 三井住友海上文化財団

担当：早川、宮下

〒104-0031 東京都中央区京橋 1-6-1 三井住友海上テプコビル 5 階

TEL：03-3562-9523（平日 9:00～17:00）

FAX：03-3535-7635

E-mail：concert@ms-ins-bunkazaidan.or.jp

以上